

## 特定小型原動機付自転車の概要等について

### 1 要旨・目的

原動機付自転車が総排気量又は定格出力、車体の大きさや構造等によって、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車に分類されることとなる。

### 2 現状・背景

令和4年4月27日に公布された改正道路交通法等が、令和5年7月1日に施行されるため。

### 3 概要

(1) 実施主体

16歳以上の者

(2) 実施期間（日時）

令和5年7月1日（土）から

(3) 場所

—

(4) 実施内容

特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車で一定の交通違反を繰り返す者に対して、公安委員会が特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命じる制度が新設される。

### 4 その他（関連情報等）

広島県警察 HP → 交通事故防止 → 電動キックボード等について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/dendoukikkubo-do.html>)

原動機付自転車（電動キックボード）の比較対象表一覧  
 （一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車）

		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	特定小型原動機付自転車等を超える電動キックボード
道路交通法上区分		原動機付自転車			自動車
		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	普通自動二輪
施行時期		令和5年7月1日	令和5年7月1日	令和5年7月1日	施行済
定格出力		0.6kW以下 (50cc以下)	0.6kW以下	0.6kW以下	0.6kW超～1kW以下
規格	長さ	250cm以下	190cm以下	190cm以下	250cm以下
	幅	130cm以下	60cm以下	60cm以下	130cm以下
	高さ	200cm以下	—	—	200cm以下
速度関係		30km以下 (法定速度)	20km以下 (構造上)	6km以下 (構造上)	規制速度又は法定速度
免許及び種別		必要 原付以上	不要 (年齢制限有： 16歳以上)	不要 (年齢制限有： 16歳以上)	必要 普通自動二輪以上
ヘルメット		○	△ (努力義務)	△ (努力義務)	○
自賠償		○	○	○	○
ナンバー		○	○	○	○
歩道・路側帯 (※ 写真1)		×	▲ ただし、切替機能有りで6km/h以下で右の条件を満たした場合、通行可。 ※ 原則は車道通行	● ただし、「普通自転車等及び歩行者等専用」(写真2)の交通規制や自転車が通行可能な路側帯に限る。	×
普通自転車専用通行帯・自転車道 (※ 写真3)		×	○	○	×
保安基準	方向指示器	○	○	○	○
	速度計	○	×	×	○
	尾灯	○	○	○	○
	制動灯	○	○	○	○
	番号灯	○	×	×	○
	後写鏡	○	×	×	○
	最高速度灯	×	○ (緑色点灯)	○ (緑色点滅)	×
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>20km/hを超える速度が出せないこと</li> <li>走行中に最高速度の設定を変更することができないこと</li> <li>オートマ (AT機構) であること</li> <li>最高速度表示灯が備えられ、点灯していること</li> </ul> ※【写真4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>6km/hを超える速度が出せないこと</li> <li>側車がないこと</li> <li>ブレーキが走行中に容易に操作できる位置にあること</li> <li>歩行者に危害を及ぼす突出部がないこと</li> <li>オートマ (AT機構) であること</li> <li>最高速度表示灯が備えられ、点滅していること</li> </ul>	
写 真		【写真1】 	【写真2】 	【写真3】 	【写真4】 